

#### 第10号の2様式記載要領

- 1 この届出書は、2以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、事業税について分割基準の誤りによる更正の請求をする場合に、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、事業税に係る分割基準の誤りによる更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「所在地及び電話番号」の欄に記載する所在地は、主たる事務所又は事業所の所在地を記載すること。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとに小計を記載すること。なお、「分割基準」の「修正前」の各欄は、令和4年12月31日以後に終了する事業年度について分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、記載を要しない。
- 6 「分割基準に誤りを生じた事情の詳細」の欄には、その事情を具体的に記載するとともに、分割基準を誤った事実を明らかにすることができる資料を添付すること。